

諮問書

佐市教委文振第574号

令和2年9月29日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上 英明 様

佐賀市教育委員会

教育長 東島 正明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

佐賀市文化会館へのサーマルカメラ導入に伴う、個人情報の本人以外からの収集について

2 諮問理由

新型コロナウイルス感染症予防のために、文化会館に導入したサーマルカメラで発熱者を検知した時の映像を記録するため。

3 所管課

教育委員会 教育部 文化振興課

4 管理者

公益財団法人佐賀市文化振興財団（指定管理者）

5 映像記録の運用開始時期

令和2年10月 ※本審査会での答申を受けた後

6 サーマルカメラの概要

(1) 設置場所及び台数

- ・佐賀市文化会館（佐賀市日の出1-21-10）
- ・大ホール、中ホールに各1台、計2台とする。

三脚での設置が可能であり、催物の状況に応じて文化会館内の他の施設（イベントホール、大会議室など）でも利用する。

(2) 掲示

設置場所に、監視カメラが作動中であることを明記した表示を行う。

(3) 記録する情報及び保存方法

- ・体表面温度37.5℃以上の者を検知した際の映像を記録する。
- ・記録した映像は、サーマルカメラの記憶媒体（メモリーカード）またはサーマルカメラの運用に利用するパソコンに記録する。
- ・記録した映像は、施設を利用して催物を行う主催者がサーマルカメラ利用の報告書を作成し、取扱者がその報告書の内容を確認後に消去する。

(4) 記録した映像の取扱い

- ・記録した映像は、サーマルカメラ運用基準に基づき、管理者及び管理者から記録した映像の取扱いの許可を受けた者のみが行うことができる。
- ・記録した映像を取り扱うことができるパソコンは、管理者が指定したパソコンに限定する。
- ・記録した映像を複写する必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写目的を達した後は、速やかに複写した映像を消去する。
- ・サーマルカメラは、メモリーカードを装着したままとし、サーマルカメラ利用後のサーマルカメラとパソコンの保管は、文化会館内の施設可能な場所とする。

7 記録した映像の閲覧及び外部提供等

記録した映像の閲覧及び外部提供等については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市文化会館サーマルカメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供するとともに、提供先に対し、画像データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

佐賀市文化会館サーマルカメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市文化会館において新型コロナウイルス感染症の予防を目的として設置するサーマルカメラ（以下「サーマルカメラ」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サーマルカメラ 本市が前条の目的を達成するために設置するカメラ
- (2) 映像データ サーマルカメラを用いて記憶媒体（以下「メモリーカード等」という。）に記録した映像データ
- (3) データ媒体 第6条の規定により提供する映像データを記録するための外部記録媒体

(サーマルカメラの設置)

第3条 サーマルカメラは、佐賀市文化会館の建物内に設置する。

- 2 サーマルカメラを設置した場所には、利用者の見やすい位置にサーマルカメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(管理者及び取扱者)

第4条 サーマルカメラの適正な運用及び管理を図るため、管理者（以下「管理者」という。）及び取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、公益財団法人佐賀市文化振興財団事務局長とする。
- 3 取扱者は、公益財団法人佐賀市文化振興財団職員の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、管理運営上必要な場合は、第三者を取扱者として指名できるものとする。
- 5 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 6 取扱者は、この基準を遵守し、サーマルカメラ及び映像データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(映像データの取り扱い)

第5条 サーマルカメラにおいて撮影した映像データは、設置目的に必要な範囲内において随時モニターで確認できるようにする。また、基準となる温度以上の発熱者を検知した際の映像データは、メモリーカード等に記録するものとする。

- 2 メモリーカード等に記録した映像データの保存期間は、撮影を行った日の翌日から起算して10日間とする。ただし、次条の規定により映像データを提供するとき又は管理者が必要と認めるときは、10日を超えて保存することができる。

- 3 前項に規定する保存期間を経過した映像データは、速やかに消去するものとする。
- 4 映像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(映像データの提供時の制限)

第6条 映像データは、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合のほか、サーマルカメラの設置者、管理者、及び取扱者以外のものに提供してはならない。

- 2 佐賀市個人情報保護条例の規定に基づき映像データを提供するときは、提供先に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) データ媒体に記録した映像データを複製してはならないこと

(2) 映像データが不要になったときは、データ媒体を返却すること

- 3 提供先から返却されたデータ媒体に記録された映像データは、復元できない方法によって消去しなければならない。

(委任)

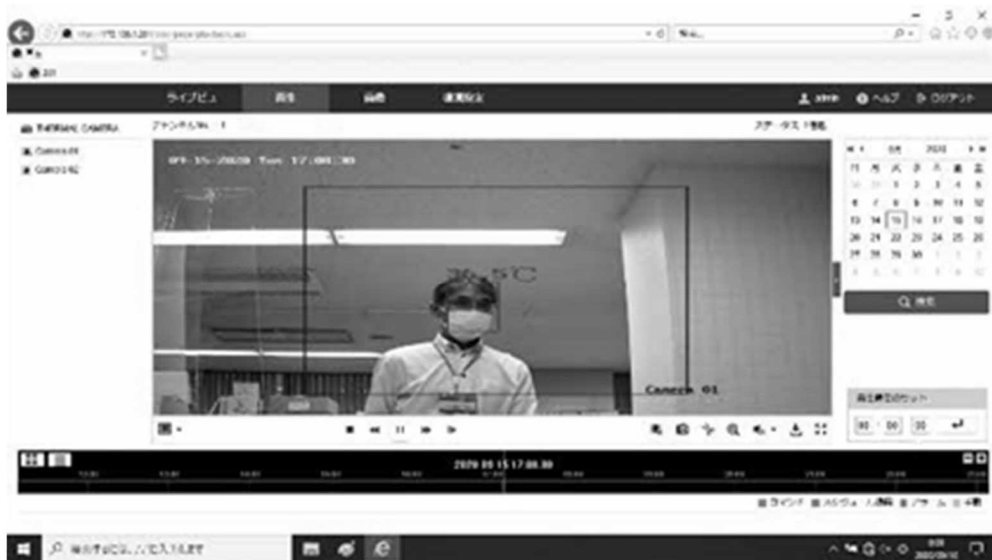
第7条 この基準に定めるもののほか、サーマルカメラの設置及び運用に関し必要な事項は、設置者及び管理者が協議の上定める。

附則

この基準は令和2年 月 日から実施する。

文化会館サーマルカメラ

- ① 発熱者を検知した際の映像例 ※見本のため36度5分以上を検出。



- ② 設置例 ※納品時のデモでの様子。

